

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成23年12月22日(2011.12.22)

【公開番号】特開2010-110347(P2010-110347A)

【公開日】平成22年5月20日(2010.5.20)

【年通号数】公開・登録公報2010-020

【出願番号】特願2008-282815(P2008-282815)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

A 6 3 F 7/02 3 3 4

【手続補正書】

【提出日】平成23年11月2日(2011.11.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊戯機構成部材である第1部材と第2部材とが連結されてなる遊戯機であって、前記第1部材又は第2部材の少なくとも一方に対してネジ結合されるネジ溝を含む軸部と、

その軸部を回転操作する工具が係合される工具係合部を含む操作部と、前記第1部材及び第2部材の連結の後に、前記操作部を前記軸部の軸線方向と異なる方向へと変位させた状態で、当該操作部を保持可能な保持部と、を備えたことを特徴とする遊戯機。

【請求項2】

遊戯機構成部材である第1部材と第2部材とがネジ部材により連結されてなる遊戯機であって、

前記ネジ部材を回転操作する工具が係合される操作部を備え、前記ネジ部材は、前記第1部材又は第2部材の少なくとも一方に対してネジ結合されるネジ溝を含む軸部と、

前記軸部に設けられ、当該軸部の軸線上に位置するとともに、前記操作部と係合される係合部を含む操作係合部と、を有し、

さらに、前記第1部材及び第2部材を連結した場合に、前記操作部を、前記軸部の軸線方向と異なる方向へと変位させる変位手段と、

前記変位手段により前記操作部が変位された状態で、当該操作部を保持可能な保持部と、を備えたことを特徴とする遊戯機。

【請求項3】

前記保持部は、前記変位手段に変位された操作部を前記軸部の軸線上に位置するよう保持することを特徴とする請求項2に記載の遊戯機。

【請求項4】

前記保持部は、各部材を連結する前の状態においては、前記操作部の軸線が前記軸部の

軸線とほぼ一致するように当該操作部を保持するものであり、

前記変位手段は、前記操作部に設けられ、前記係合部の軸線方向と交わる方向に付勢する付勢部材であることを特徴とする請求項2又は請求項3に記載の遊技機。

【請求項5】

前記保持部は、前記操作部における前記係合部の軸線方向に沿った外周側を覆う筒部を備え、

当該筒部は、

各部材を連結する前の状態では前記係合部の軸線が前記操作部の軸線とほぼ一致するように当該操作部を覆う第1筒部と、

各部材を連結した場合に前記付勢部材により前記操作部を変位可能にその内周が前記第1筒部よりも拡張された第2筒部と、

を備えていることを特徴とする請求項4に記載の遊技機。

【請求項6】

遊技機構成部材である第1部材又は第2部材の少なくとも一方に對してネジ結合されるネジ溝を含む軸部と、その軸部を回転操作する工具が係合される工具係合部を含む操作部と、これら軸部及び操作部を連結するとともに、その工具係合部に所定トルク以上の回転力が加えられることにより前記軸部から前記操作部を分離させる分離部と、を有するネジ部材を備え、

当該ネジ部材を用いて、前記第1部材と前記第2部材とが連結される構成であり、

さらに、前記操作部が分離された場合、当該操作部を前記軸部の軸線方向と異なる方向へと変位させた状態で、当該操作部を保持可能な保持部を備えたことを特徴とする遊技機。

【請求項7】

前記保持部は、前記分離部における前記軸部側に設けられ、前記軸部側を一端として前記操作部側に延びるとともに、前記操作部側ほど前記軸部の軸線方向と直交する方向の大きさが縮小される軸部側絞部を備え、

前記分離部は、前記軸部側絞部よりも前記操作部側にて分離するものであることを特徴とする請求項6に記載の遊技機。